

安全委員会に関する細則

この「安全委員会に関する細則」は、日本気球連盟会則 4-3-1)、5-4 に基づき日本気球連盟理事会が定めたものである。

1992年5月1日 施行
2001年4月28日 改正
2014年1月26日 改正

第1章 目的及び事業

- 1-1 安全委員会（以下「委員会」という）は、気球の安全運航に必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。
- 1) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営。
 - 2) 気球の運航に関する研究と運営。
 - 3) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援。
 - 4) 気球に関する調査研究及び情報交換。
 - 5) 上記に付帯する一切の事業。

第2章 構成

- 2-1 委員会は、安全委員長1名と安全委員若干名をもって構成する。
- 2-2 安全委員長は、日本気球連盟理事長が任命する。
- 2-3 安全委員は、連盟の目的・内容・組織等に精通している者で、気球の飛行もしくは機体の構造に関して幅広い知識と経験を有する者から、安全委員長が任命する。

第3章 審議

- 3-1 委員会は、安全委員長が必要と認めたとき、または安全委員の3分の1以上から請求があった時に安全委員長がこれを招集する。
- 3-2 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

附則

この細則は、2014年1月26日より施行する。